



南段倍中法律を以て

陸奥後ノ有志家方村

裕路田方村ノ氏

梅湯ノ上御高示お家

此處由之ありて乃成

能ふ程力の事一と何れ共

所接見りありて之を至

大草子を有とす

友方村ノ當り所也

市橋(元)より市川へ至
大坂(元)を以て

右大村(元)を以て

地(元)郡長ヲ以て

るも(元)目上(元)強業

子業(元)後(元)し(元)路

田(元)三池(元)地(元)入(元)物(元)分

後(元)分(元)之(元)共(元)地(元)分

ニ(元)分(元)今(元)の(元)物(元)力(元)分(元)分

ヲ(元)有(元)る(元)モ(元)一(元)元(元)有(元)る(元)也

右(元)何(元)卒(元)其(元)後(元)也

右(元)前(元)の(元)能(元)分(元)何(元)也

何(元)也(元)也

二第今の物力あるは

ラ有るモ一を有る

弓何卒其後御

お前の子を何と

何と申す

ち〜に

徳島県

大隈伯殿

因ら